

## 令和8年度仕様書（案）

### 1 件名

若洲公園リニューアルオープンイベント企画準備業務委託

### 2 履行期間

契約確定日の翌日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

江東区土木部河川公園課

### 4 業務目的

本委託は、令和9年度に実施する「若洲公園リニューアルオープンイベント」に向けて、全体の企画構築、関係者との調整、広報及び運営体制の確立等を行い、円滑かつ効果的なイベント実施につなげることを目的とする。

### 5 業務内容

受託者は、別紙企画提案書をもとに、以下項目に係る業務のほか、本イベントを円滑に実施するために必要な業務を行うこと。

- (1) 準備から開催までのスケジュール調整、若洲公園整備事業関係者との調整支援、関係機関等との調整、当日の会場運営・進行管理等の準備、広報・周知の企画及び実施等、すべての業務運営を区と協議のうえ実施すること。
- (2) イベントの実施において必要な人員など運営体制等を盛り込んだ運営マニュアルを作成すること。
- (3) 委託料には、令和8年度中に必要となる会場設営費、スタッフ人件費、必要とする資機材及び出展物の運搬費、看板等装飾物作成費、チラシ等印刷費等のイベント運営に係る一切の経費を含むこと。
- (4) 上記のほか、事業目的を達成するために効果的な業務を実施すること。

## 6 発注者との役割分担

発注者は、本イベントの主催者として、以下の役割および責任を負うものとする。なお、本仕様書に記載のない業務、または業務範囲を超える対応が必要となった場合は、発注者と協議のうえ、書面により対応内容を定めるものとする。

- (1) イベントの目的、基本方針、実施条件の提示
- (2) 受託者が作成する企画案、運営計画、進行内容等の確認および承認
- (3) 庁内関係者との調整、若洲公園整備事業関係者との調整
- (4) イベント内容、仕様変更、追加対応等に関する最終的な判断および決定
- (5) 主催者として対応が必要な法令遵守事項、許認可取得、対外的判断

## 7 成果品

以下のとおりとする。また、データ類は DVD-R もしくは外付け HDD に格納し納品すること。なお、納品するデータは最新のウィルス対策ソフトを使用しウィルスチェックを行うこと。また、図や図面等のデータは、区と協議の上、編集元のデータ形式も納品すること。

- (1) 業務報告書 一式  
委託業務に関して作成した資料（若洲公園リニューアルオープンイベント実施計画書ほか）
- (2) 打合せ協議簿 一式
- (3) 上記電子データ 一式

## 8 納品期限及び納品場所

取りまとめた成果品の納品は、以下のとおりとする。

- (1) 納品期限 令和9年3月26日
- (2) 納品場所 江東区土木部河川公園課計画調整係

## 9 遵守事項

- (1) 本委託に関する成果品の所有権は区に帰属する。受託者は、本業務で知り得た情報を受託者以外の第三者に漏らしてはならない。また、成果品

（作業等の実施過程において得られた記録を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、区の承諾を得たときはこの限りではない。

- (2) 本業務期間中にトラブルが発生した場合は、速やかに区へ連絡すること。ただし、受託者の責任により発生した場合は、受託者において一切の処理をすること。
- (3) 本業務に関する資料、成果品の所有権は、すべて区に帰属するものとし、受託者は区の承認を得ることなく第三者に公表、貸与及び使用をしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の完了後速やかに書類を点検整備し、成果品を提出すること。成果品の引渡し後に内容の不備、不完全が発見された場合には受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (5) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区へ申請すること。
- (6) 受託者は、暴力団等排除について、別紙「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (8) 受託者は、自動車を使用する場合は、別紙「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守すること。

## 10 支払方法

受託者は、業務完了日に委託完了届を区に提出し、区の行う履行確認と検査に合格した後に請求を行うこと。区は、請求に基づき一括で支払うこととする。

## 11 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は本業務の履行に関わり疑義が生じた場合は、区と受託者との協議の上決定する。

- (2) 本仕様書に特に明記がないもの、令和9年度のイベント実施に向けて必要となる事項の検討や本業務を進めるうえで当然に必要な資料やデータ等の作成は受託者の責任において行うものとする。

## 1 2 担当部署

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区土木部河川公園課計画調整係 担当 小塊、田野倉

電話：03-3647-9426

メール：kasenkeikaku@city.koto.lg.jp

## 令和9年度仕様書（案）

### 1 件名

若洲公園リニューアルオープンイベント運営業務委託

### 2 履行期間

令和9年4月1日から令和9年4月30日まで（予定）

### 3 履行場所

江東区立若洲公園内

### 4 業務目的

本委託は、若洲公園リニューアルオープンイベント（4月11日実施予定）の円滑な実施に向け、令和8年度に実施した「若洲公園リニューアルオープンイベント企画準備業務委託」に引き続き、必要な準備及び当日のイベント運営を行うことを目的とする。

### 5 業務内容

令和8年度成果品である「若洲公園リニューアルオープンイベント実施計画書」に従って、必要な準備及び最終調整を行うとともに、当日のイベント運営を行うこと。

#### (1) イベント運営管理

イベント当日の総合運営管理、スタッフ配置及び指揮管理、関係者連絡調整を行う。

#### (2) 会場設営・撤去・原状回復

ステージ、テント、机、椅子、サイン・装飾、電源・音響・映像設備等必要な会場設営を行う。また、イベント終了後の撤去及び清掃をし原状回復を行う。

#### (3) イベント運営

オープニングセレモニー開催に必要な台本作成・進行管理、司会者手配、テープカット等資材準備、写真・記録対応等を行う。

その他、実施計画書に記載するイベントの企画運営を行う。

(4) 広報業務の実施

チラシ・ポスター制作・配布等の広報業務を行う。

(5) 交通対策の実施

臨時シャトルバス運行手配、誘導スタッフ配置、駐車場整理等参加者の交通手段及び動線に係る必要な業務を行う。必要に応じて、道路管理者、交通管理者その他関係機関との協議及び調整についても行うこと。

(6) 安全・危機管理

警備員配置、救護体制（応急対応）、雨天・強風時対応、緊急連絡体制整備等の安全・危機管理に必要な業務を行う。

(7) 関係者対応

来賓対応補助、メディア対応補助、関係事業者との連携調整を行う。

(8) 記録及び効果測定

写真・動画記録、来場者数計測、アンケート実施により、記録及び効果測定を行う。

(9) イベント中止時等の対応

悪天候等によりイベントを中止することの最終決定は区で行うが、天候状況によっては一部実施、もしくは午後のみ実施など可能な限り対応を行うこと。中止または一部実施となった場合、適切な周知（ホームページおよびSNS、会場内外）を行うこと。

このとき、委託料については、この変更に伴い実際に発生した費用を基礎として精算するものとし、その具体的な内容および最終的な支払額については、別途協議のうえ決定するものとする。ただし、受託者の準備不足や手配漏れ、その他受託者の責めに帰すべき事由により実施できなかった業務に係る費用については、受託者の負担とする。

なお、日程を変更し実施することとした場合の委託料等についても、同様に扱うものとする。

(10) イベント傷害保険への加入

イベント傷害保険に加入し、発注者に報告を行うこと。

- (11) 委託料には、令和9年度中に必要となる会場設営費、スタッフ人件費、必要とする資機材及び出展物の運搬費、看板等装飾物作成費、チラシ等印刷費等のイベント運営に係る一切の経費を含むこと。

## 6 発注者との役割分担

発注者は、本イベントの主催者として、以下の役割および責任を負うものとする。なお、本仕様書に記載のない業務、または業務範囲を超える対応が必要となった場合は、発注者と協議のうえ、書面により対応内容を定めるものとする。

- (1) イベントの目的、基本方針、実施条件の提示
- (2) 受託者が作成する企画案、運営計画、進行内容等の確認および承認
- (3) 庁内関係者との調整、若洲公園整備事業関係者との調整
- (4) イベント内容、仕様変更、追加対応等に関する最終的な判断および決定
- (5) 主催者として対応が必要な法令遵守事項、許認可取得、対外的判断

## 7 成果品

以下のとおりとする。また、データ類はDVD-Rもしくは外付けHDDに格納し納品すること。なお、納品するデータは最新のウィルス対策ソフトを使用しウィルスチェックを行うこと。また、図や図面等のデータは、区と協議の上、編集元のデータ形式も納品すること。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 業務報告書      | 一式 |
| 委託業務に関して作成した資料 |    |
| (2) 打合せ協議簿     | 一式 |
| (3) 上記電子データ    | 一式 |

## 8 納品期限及び納品場所

取りまとめた成果品の納品は、以下のとおりとする。

- (1) 納品期限 令和9年4月27日
- (2) 納品場所 江東区土木部河川公園課計画調整係

## 9 遵守事項

- (1) 本委託に関する成果品の所有権は区に帰属する。受託者は、本業務で知り得た情報を受託者以外の第三者に漏らしてはならない。また、成果品（作業等の実施過程において得られた記録を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、区の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 本業務期間中にトラブルが発生した場合は、速やかに区へ連絡すること。ただし、受託者の責任により発生した場合は、受託者において一切の処理をすること。
- (3) 本業務に関する資料、成果品の所有権は、すべて区に帰属するものとし、受託者は区の承認を得ることなく第三者に公表、貸与及び使用をしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の完了後速やかに書類を点検整備し、成果品を提出すること。成果品の引渡し後に内容の不備、不完全が発見された場合には、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (5) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区へ申請すること。
- (6) 受託者は、暴力団等排除について、別紙「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (8) 受託者は、自動車を使用する場合は、別紙「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守すること。

## 10 支払方法

受託者は、業務完了日に委託完了届を区に提出し、区の行う履行確認と検査に合格した後に請求を行うこと。区は、請求に基づき一括で支払うこととする。

## 1 1 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は本業務の履行に関わり疑義が生じた場合は、区と受託者との協議の上決定する。
- (2) 本仕様書に特に明記がないもの、イベント実施に向けて必要となる事項の検討や本業務を進めるうえで当然に必要な資料やデータ等の作成は受託者の責任において行うものとする。

## 1 2 担当部署

〒135-8383 東京都江東区東陽四丁目11番28号

江東区土木部河川公園課計画調整係 担当 小塊、田野倉

電話：03-3647-9426

メール：kasenkeikaku@city.koto.lg.jp